第八十八条の七第五項中「係るバイオエタノール」の下に「、カーボンリサイクルエタノール」を加え、「又は当該」を「、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同項ただし書中「又は」を「、カーボンリサイクルエタノール又は」に改め、同条第六項中「者又は」の下に「カーボンリサイクルエタノール若しくは」を加え、「又は当該」を「、当該カーボンリサイクルエタノール又は当該」に、「又は第二号」を「、第二号又は第三号」に改め、同条第九項中「(第一項第二号」を「(第一項第一号」に、「に限る」を「を除く」に、「第八十八条の七第一項第二号」を「第八十八条の七第一項第一号」に改める。

第八十九条第十六項中「第十五条第三項及び」を削る。

第九十条の三の三第一項、第九十条の三の四第一項及び第九十条の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の四の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十条の六第一項及び第九十条の六の三第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第九十条の八、第九十条の八の二第一項から第四項まで及び第九十条の九第一項から第六項までの規定中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十条の十二第一項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同項第四号イ⑵中「平成三十二年度以降」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第五号ロ中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同条第三項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同条第四項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改め、同条第五項中「平成三十一年五月一日」を「令和元年五月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改める。

第九十条の十三中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第一号イ及び第二号イ中「平成三十二年度」を「令和二年度」に改める。

第九十条の十四第一項及び第三項中「平成三十一年十月三十一日」を「令和元年十月三十一日」に、「平成三十二年十月三十一日」を「令和二年十月三十一日」に改め、同条第五項中「平成三十一年十一月一日」を「令和元年十一月一日」に、「平成三十三年四月三十日」を「令和三年四月三十日」に改める。

第九十一条第二項及び第三項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十一条の三第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第九十三条第一項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改め、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四　消費税法第四十五条の二第五項

第九十三条第二項中「特例基準割合とは、」を「利子税特例基準割合とは、平均貸付割合(に、「十年十月三十一日」を「十一月三十日」に、「に、年一パーセント」を「をいう。以下同じ。)に年〇・五パーセント」に改め、同条第三項中「(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削り、同条第四項第二号中「特例基準割合(」を「利子税特例基準割合を」に、「以下第九十五条まで」を「次項」に改め、同条第五項中「特例基準割合」を「利子税特例基準割合」に改め、「(当該割合に〇・一パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」を削る。

第九十四条第一項中「の特例基準割合」を「の延滞税特例基準割合（平均貸付割合に年一パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項及び第九十六条第一項において同じ。）に改め、「次項において「特例基準割合適用年」という。）を削り、「特例基準割合に」を「延滞税特例基準割合に」に改め、同条第二項中「であつて特例基準割合適用年に含まれる期間（以下この項において「軽減対象期間」という。）がある場合には、当該軽減対象期間」を「を含む年の猶予特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年七・三パーセントの割合に満たない場合には、当該期間であつてその年に含まれる期間」に、「特例基準割合（」を「猶予特例基準割合（」に、「第九十三条第二項（利子税）を「第九十四条第二項（延滞税）に、「特例基準割合を」を「猶予特例基準割合を」に改める。

第九十五条中「特例基準割合が」を「還付加算金特例基準割合（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した割合をいう。）が」に、「次条」を「次条第一項」に、「同項の」を「同法第五十八条第一項の」に、「第九十三条第二項（利子税）を「第九十五条（還付加算金）に、「特例基準割合」を「還付加算金特例基準割合」に改める。

第九十六条中「（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。）」を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

前三条のいずれかの規定の適用がある場合における利子税等（利子税、延滞税及び還付加算金をいう。次項において同じ。）の額の計算において、第九十三条に規定する計算した割合に〇・一パーセント未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとし、前三条に規定する計算した割合及び加算した割合（平均貸付割合及び延滞税特例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未満の割合であるときは年〇・一パーセントの割合とする。

第十六条　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中

「第八節　その他の特例（第六十六条の十―第六十八条の七）
第九節　中小企業者等である連結法人の法人税率の特例（第六十八条の八）
第十節　連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例（第六十八条の九―第六十八条の十三）
第十一節　削除
第十二節　連結法人の鉱業所得の課税の特例（第六十八条の六十・第六十八条の六十一）
第十三節　連結法人で対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例（第六十八条の六十二）
第十四節　連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例（第六十八条の六十三）
第十四節の二　連結法人である国家戦略特別区域に係る認定法人の課税の特例（第六十八条の六十四）
第十五節　連結法人の交際費等の損金不算入の特例（第六十八条の六十六）
第十六節　連結法人に使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例（第六十八条の六十七）
第十七節　連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率（第六十八条の六十八・第六十八条の七十）
第十八節　連結法人の資産の譲渡等がある場合の課税の特例（第六十八条の七十一―第六十八条の七十三）
第十九節　収用事業の場合の課税の特例（第六十八条の七十四）
第二十節　特定事業の用地の買収等の場合の連結所得の特別控除（第六十八条の七十五）
第二十一節　特定長期所有土地等の譲渡に係る連結所得の特別控除（第六十八条の七十六・第六十八条の七十七）
第二十二節　特定資産の譲渡に係る特別控除額の課税の特例（第六十八条の七十八―第六十八条の八十）
第二十三節　連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等（第六十八条の八十一）
第一款　連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例（第六十八条の八十一の二・第六十八条の八十一の三）
第二款　連結法人の対象純支払利子等に係る課税の特例（第六十八条の八十一の四―第六十八条の八十一の六）
第二十四節　連結法人の外国関係会社に係る所得等の課税の特例（第六十八条の九十―第六十八条の百十二）
第一款　連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例（第六十八条の九十―第六十八条の九十四）
第二款　連結法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例（第六十八条の百十）
第二十五節　特殊関係株主等である連結法人のその他の特例（第六十八条の百十一・第六十八条の百十二）

目次中